

日本思想史上の古代

— 時間と空間 —

はじめに

日本の古代は世界の古代なしにありえず、世界の古代もまた日本の古代なしにありえない。

この自明の道理はおよそ贅言を要せぬものであるけれど、大学等各教育機関の教科目において日本史・世界史等各別であるため、ともすれば、それぞれいわば「独立」して存在するような錯覚にとらわれること、なしとしない。

ことに、各「専門」意識によって、その「はざま」において大きなエアポケットめいた欠落の生ずるおそれ、なしとはしがたいのである。

たとえば、三国志の「邪馬壹国」問題なども、各古版本（南宋の紹熙本・紹興本等）とも、この表記である上、「邪馬一國」とするもの（明影北宋本）すらある事実が、従来日本古代史学の研究者によって、深刻に考慮された形跡のなかったこともまた、その一例かもしれない。

なぜなら、それは「中国書誌学」の分野、中でも、魏・西晋（北

古 田 武 彦

宋・南宋の間の専家の領域に属した。ために、日本史、それも古代の研究者にとつては「専門外」のことに属したようであった。この点、他でもない、わたし自身が当該問題に接しはじめて直ちに、深刻に痛感した問題点であった。

自然科学の世界においても、AとBと、二領域間の「境界領域」において重要な未知命題のしばしば存在すること、周知のところである。また自然科学と文化科学との間においても、同種の問題はあまりにも多い。考古学や史料科学の世界において、今後発展すべき諸種の重要問題の存することもまた、識者の熟知するところであろう。

今、報告者（古田）が最近新たに認識しえたところ、その具体的な命題に依拠しつつ、以下に当該論点の概略を記し、諸賢の御批正をえたいと思う。

—

一九六一年八月、東方史学会¹⁾によって六日間のシンポジウムが開催された。その経過は、三巻の報告書（『邪馬台国』徹底論争——

邪馬壹国問題を起点として——」に詳細がしめされているけれど、今はその中で提起された、刮目すべき一命題についてふれよう。

提起者は木佐敏久氏⁽²⁾である。氏によると、三国志の魏志倭人伝の冒頭の行路記事(里程・方角をふくむ)は、中国側の軍事報告書を依拠資料として書かれた、とされる。その報告者は、張政である。

正始八年(二四七)、狗奴国の攻撃をうけた卑弥呼の要請をうけ、中国(魏)は塞曹掾史であった張政を倭国に派遣した。彼が帰国した記事が倭人伝の最末尾にある。

政等、檄を以て壹与を告諭す。壹与、倭の大夫率善中郎将掖邪狗等二十人を遣わし、政等を送りて還らしむ。因りて臺に詣り、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十匹を貢す。

ここには年時が記されていないけれど、日本書紀の神功紀及び晋書倭国伝には次のように記せられている。

晋、起居注に云う、武帝の泰始の初め、二年十月、貴倭の女王、重詔を遣わして貢献す。

(日本書紀、神功紀六十六年)
泰始の初め、使を遣わして重詔して入貢す。

(晋書、四夷伝、倭人条)
すなわち、西晋の泰始二年(二六六)をもって、その帰国年時と見なして大過ないであろう。とすれば、張政の倭国滞在期間は(もちろん、途中の帰国、再来等はあるにしても)前後二十年間の長きにわたったこととなる。その滞留経験の上に立ち、西晋朝に対して軍事報告書が出された。彼が軍事司令官の職務にある限り、その

ような報告書の提出は必然の義務であり、それは「なかった」と想定するならば、全く恣意的という他はない。その証明責任がその想定者に課せられざるをえないであろう。(無論、中途における、魏朝への報告もまた、累積せられていたことであろう。)

以上の考察にあやまりなしとすれば、西晋朝の史官たる陳寿が、倭人伝を記述するさい、他の何よりも優先して重視し、依拠したものの、それは「張政の西晋朝に対する軍事報告書」だったこと、理の当然といわねばならぬ。

なにかんずく、冒頭の行路記事のごとき、一見「魏使の行路」のごとくでありながら、その実「中国側の軍事行動のための行路」でもあった。むしろ、いったん緩急あったさい(狗奴国もしくは呉軍の侵入)の魏・西晋朝側の軍団の行路・帰路の実体として、他のいかなる記事にもまして、軍事的重要性をもつべきこと、およそ疑いがたいところではあるまいか。

このように考えてくると、実は従来「邪馬台国」論争史上、くりかえし論議されてきた、次の諸点が明白な帰結をうることとなる。

(一) 方角に「南」を「東」と書きあやまるような事態はありえない。なぜなら、二十年間の滞留経験をもつ張政が、その間絶えず「東」を「南」と錯覚しつづけていたことなど、経験通則上、不可能といわざるをえない。その上、このような「方角錯認」のまま、軍事行動を行うことなど、およそ考えるさえ喜劇的であり、二十年滞倭の張政がそのような行動の愚を犯しつづけていたことなど、人間の理性において全く問題外だからである。

(二) 同じく、冒頭の行路記事中の「里程」について、「五く六

倍の誇張値」と錯認していたのでは、いかなる軍事行動も、およそ無意味といわざるをえない。二十年間の中には、倭人伝には記されていないとも、幾多の軍事行動もしくは軍事的警戒行動が行われたこと十分に予測せられる。それは東アジアの大視野では、小事件にすぎぬため、史書には記録されなかったとしても、それらの中小事件なしに二十年間が経過したとは、到底考えられないのである。

その場合、「五〜六倍」もの距離誤認のまま、軍事的行動が可能であろうか。またそれらの軍事的行動のあと、依然として法外な距離誤認をつづけらるであろうか。人間の通常の理性による限り、不可能と答える他、わたしには道を知らないのである。

以上の考察によると、従来安易に唱えられてきた「方角」や「里程」などの錯誤説は、容易に成立しがたいことが明らかとなろう。

これ、「軍事報告書の反映」として倭人伝の行路記事の史料性格を認める、この立場からの必然の帰結である。

しかしながら、木佐氏の強調点は、意外にも、従来注目されることとの少なかった、次の一点にあった。それは、「帯方郡治」邪馬壹国（邪馬台国）間の総日程「問題である。すなわち、張政の軍事報告書において、不可欠にして最重要なもの、それは右の総日程なり、と見なすのである。

（なぜなら、いやしくも、A点（帯方郡治）からB点（倭国の首都——邪馬壹国）まで、軍事司令官とその軍団（或は、軍事顧問団）が派遣されている以上、その「A〜B間」を往来するに、その総日程がいくらかかるか、という一点こそ、最重要にして不可欠の焦点と見なすのである。

なぜなら、たとえば「食糧の補給」や「危急のさいの増援部隊の派遣」など、いずれをとってみても、右の「総日程」の認識なしにはおよそ計画すら立案できず、まして実行など到底無謀である。いわゆる「軍事的補給線」の問題であり、この知識なしには軍団の派遣・滞留など、およそ成立しがたいこと、論をまたない。

この軍事報告書の反映として成立した倭人伝（の行路記事）はまた、何よりも中国側の四辺の国々の動向に対する軍事的配慮のもとに執筆された。三国志夷蛮伝（烏丸・鮮卑・東夷伝）の序文はその配慮を語るものであること、周知の通りである。

烏丸・鮮卑は即ち右の所謂東胡なり。其の習俗・前事、漢記を撰する者、已に録して之を載す。故に但漢末・魏初を挙げて以て四夷之変に備うと云う。（烏丸・鮮卑伝序文）

右に記す通りである。してみれば、その倭人伝中に、「帯方郡」邪馬壹国間の総日程」が記されていない、などという事態は考えられぬ。——これが木佐氏の指摘された命題、その焦点であった。

この、人間なら誰人も肯定せざる能わぬ命題に立つとき、俄然新たな光を帯びて立ち現われたのが、わたしが二十二年前、学界に提出した倭人伝に対する解説法である。それは、「帯方郡治」邪馬壹国間の総日程」を「水行十日・陸行一月」と見なすものであった。

もとよりこの解説法は、木佐氏のような視点から導入されたものではなかった。ただ「部分里程の總和は總里程でなければならぬ。」という、唯一の要請に導かれた、その帰結だったのである。

なぜなら従来のわたし以前の論者の場合、その行路を「前半は里程、後半は日程（水行十日陸行一月など）」と解するのが通例であ

った。しかも前半の部分里程を加算しても、總里程としてしめされている一万二千余里にならず、千三〇四百里の不足となっていた。

以前の論者は、この矛盾を解消せぬまま、かえってこれを奇貨として、その不足部に「水行十日陸行一月」や「水行二十日」などを当てるため、さまざまの工夫をこらしてきた。たとえば、「一月」を「一日」のまちがいとするなど、その「工夫」の一例であった。そのような解説法の中からは、木佐命題の要請するような「帯方郡」邪馬壹国間の「總日程」など、見出すべくもなかったからである。

これに反し、わたしの解説法の場合、「部分里程を残りなく加算すれば、必ず總日程にならねばならぬ。」という一点を、いわば金科玉条とした。従ってもしそうならないならば、その理由は一つ、「残りなく加算していない」からである。

そのような見地に立つとき、従来「未加算」だった里程の発見が急務となった。その結果、発見されたものが

対海国——方四百余里

一大国——方三百里

の二条である。それぞれの「半周」（八百余里と六百里）を加算するとき、わたしの計算の場合、不足であった「千四百里」がここに過不足なく充足されることとなった。まさに「部分の總和は、全体」という、金科玉条が満足させられたのである。

この結果、必然的に「邪馬壹国」のありかは、特定できることとなった。なぜなら、部分里程の最終点たる不弥国は、同時に總里程の最終点となる。そのため、

「不弥国は邪馬壹国の玄関。」

という、わたしの解説法のキイ・ワードが成立したからである。その不弥国が博多湾岸に当ること、従来も多くの論者の指摘することくである。

特にわたしの場合、「伊都国」奴国（百余里）は傍線行程と見なしたから、不弥国は、伊都国の東、百余里であり、一里は約七十七メートル（短里）であるから、不弥国は博多湾岸西部（姪の浜付近）となる。その地点こそ、「邪馬壹国への入り口」だ。ここに、この女王国の中心は「博多湾岸とその周辺」である、という帰結に到達したのである。

この帰結には、「必然の副産物」があった。それは、行路記事の最末に記せられた「水行十日陸行一月」は「行路記事の後半」ではない、というテーマであった。いかえれば、この「水行十日陸行一月」を「總日程」と見なす他なし、との「必然の副産物」であった。「帯方郡治」狗邪韓国間の「七百余里」を、従来説のように「全水行」と見なさず、「初行は、水行」「後行は、韓国陸行」と見なす立場をふくむ解説である。本来、三国志魏志韓伝の冒頭には

（韓地）方四千里。

とあるのであるから、右の「帯方郡治」狗邪韓国間の「七百余里」を、韓地の西岸と南岸を巡る「全水行」と見なすのは、実は不可避免なる背理だったのである。

ともあれ、わたしの解説法では、問題の「水行十日陸行一月」をもって「帯方郡治」邪馬壹国間の「總日程」と見なす他はなかった。これが「必然の副産物」たる所以だった。

以上のようにして発見された結論、それはまた、先の木佐命題の

敵しく要請するところだった。そしてこれ以外に、倭人伝内に「總日程」の発見しえないこと、左の三条が日程記事のすべてであることから、容易に判明しよう。

①南、投馬国に至ること、水行二十日。

②南、邪馬壹国に至る、女王の都する所、水行十日・陸行一月。

③又裸国・黒齒国有り。復た其の東南に在り、船行一年にして至る可し。

右の①③が「帯方郡治く邪馬壹国」間の「總日程」に当らざること、自明である。

従って、以上を總結すれば、木佐命題の真実な要請を満たすもの、それはわたしが二十二年前に提起した「邪馬壹国、博多湾岸とその周辺説」以外にはありえなかつたのであつた。

二

右は、久しくわが国の古代史学界において未解決とされてきた「邪馬壹国（邪馬台国）」問題に対して、決定的な解決を与えるものであると共に、新たにさまざまな他のテーマに対する波及効果を生ずるものとならざるをえないであらう。

たとえば、考古学上の問題を考えてみよう。

従来、博多湾岸とその周辺は、弥生中期を中心として弥生後期にまたがり、弥生絹・弥生銅器（銅矛・銅戈・銅劍等）・弥生ガラス器（ガラス璧・ガラス勾玉等）の中心的出土地として知られてきた。実物はもとより、鋳型もまた、春日市・福岡市・太宰府・糸島郡とその周辺に集中していたのである。

その上、いわゆる「三種の神器」、正しくは日本書紀に言う「三種の宝物」を多量にふくむ弥生の王墓もまた、この地帯に集中していた。時代順にいえば、吉武高木（福岡市）・三雲（前原市）・須玖岡本（春日市）・井原（前原市）・平原（前原市）がこれであり、さらに最近朝鮮半島側の良洞里（金浦）等に、同じき「三種の神器」類が出土している。

これらに対し、従来の研究者（あるいは教育委員会等のメンバー）は、「伊都国王（平原等）」「奴国王」（須玖岡本）といった、倭人伝内の「傍国（周辺国）」王名を付して呼び、標示板等も作製してきた。さらに「早良国王」といった、後代学者による「創作国王」名すら、あの「わが国最古の「三種の神器」をもつ王墓」たる吉武高木に付す、といった「やり過ぎ」に奔っているのが、現状である。

しかし、このような最高級の出土物のしめすところは、決して片々たる「一地方の豪族」をしめすシンボル物ではない。非ず、「倭国王墓」以外の何物でもありえないこと明白である。

この点、今回の論証は決して「推測」や「臆測」によるものではない。「部分の總和は全体」という、古今の鉄則にもとづくものである上、軍事的補給線という、これも古今を通じてあやまらざる根本命題を提示した、木佐命題の要請するところと完全に一致したのであるから、これに従わざる研究者は、右の一致に対して正面から対面し、反証しなければならぬこと、当然である。それに成功せざる以上、従来は一切のゆきがかりを捨て、右の一致点を今後の研究の出発点とすべきこと、論をまたないのである。

とすれば、右のような「博多湾岸とその周辺」にある、中心の王

者のシンボル物(「三種の神器」)をもつ、弥生の王墓に対して、「倭国王墓」の名を付すべきこと、回避しがたい。

また、従来の考古学上の時代編年についても、再考慮すべきこと、必然であろう。なぜなら、倭人伝のしめすところ、「博多湾岸とその周辺」が、三世紀において繁栄・栄華を極めていたこと、疑いがたい。

しかるに、従来の考古学的編年によると、当地域はむしろ「弥生中期」(前一世紀より後一世紀まで)を中心として繁栄したかのごとく見なされてきた。それを各考古学者は「定説」のごとく扱ってきたのである。

けれども、それがいかに一時期(大正・昭和・平成)の考古学界にとつて、あたかも「不動の定説」視されてきていたとしても、結局それが、「人間の手による、人間の一仮説」であること、およそこの本質上、疑いがたい。この点、先の「部分の總和は全体」の鉄則や木佐命題の嚴肅なる要請とは、質を異にしているのである。さらにはいかなれば、師、これを唱え、弟子これに和した「ていの「慣行」にすぎぬもの、(失礼ながら)そのように称しても、大過ありとはいえないのではあるまいか。そうでなければ、幸である。

かの著名な、志賀島の金印にしても、従来は三宅米吉の唱道した「漢の委(倭)の奴国王」という「細切れ三段読み」が「定説」のように遇せられて久しいけれども、これは決して正当な解説ではない。なぜなら中国の印制上、「授与者(漢・魏等)と被授与者(鮮卑・匈奴等)」の二段国名が定例であり、「AのBのC」といった三段国名など、例がない。論者が時に挙例とする「漢匈奴惡適戸逐王」

(銅印駝鈕―大谷大学現蔵)のごとき、「惡適戸逐」は匈奴内の「称号」であつて、国名ではない。「奴国王」というような、倭国内の一国の呼称とは撰を異にしているのである。

第一、「AのBのC国王」と読んで、「C国王」に金印が与えられたとしたら、中間の「B」の「位取り」は何か。不明である。この点、従来「定説」視されてきた三宅説解は、あまりにも疑問の多きもの、そのように言わざるをえない。

さらに、三国志の倭人伝を精細に分析すると、三宅説解の非であることは、さらに確実とならう。この点、次に論じよう。

(一) 志賀島の金印について、後漢書倭伝が光武帝授与の史実を記したこと、著名である。後漢書は五世紀、南朝劉宋の成立であるから、この史実は「後漢↓魏・西晋↓東晋・南朝劉宋」という各王朝の間に「記録伝承」の行われたこと、疑いがたい。

換言すれば、三国志の著者陳寿は西晋の史官であるから、当然この史実に関し、知悉していたもの、と考えざるをえない。事実、倭人伝の冒頭に、

漢の時朝見する者有り、今、使訳通ずる所、三十国。

と書いている、その前半は、この記事(後漢代の史実)を暗示しているものと見なすべきであらう。すなわち、「現在(三世紀)の倭国、邪馬壹国は、後漢の金印授与国の後継王朝である。」との立場をしめしたのである。

この点、右に論証したように、邪馬壹国のありかが「博多湾岸とその周辺」であるから、同じ場所(博多湾岸の志賀島)に出土した金印授与国の後継同一王朝なり、との右の史料判断帰結は、ことの

道理と筋道から見て、自然の帰路といわねばならぬ。「委(倭)奴国」はやはり「委の奴の国」ではなく、倭人族の總称」としての「委奴」だったのである。

この点、次の点からも追証しうる。もし志賀島の金印の授与国が「奴(な)国」であったとすれば、倭人伝中の奴国記事中に、この歴史事実に対して何の言明もないのは不可解である。

この奴国は「二万余戸有り」とある上、「官、咒馬觚、副、卑奴母離」と記されている。従つてもしこの国が、かつての目ざましき栄光をもつ志賀島の金印授与国であったとすれば、必ずその事実を特記せぬはずはない。さらに、三十国列記末尾の「奴国」がそれであれば、一段と特筆大書して、今は「三十国の一」にすぎぬ存在ながら、後漢代にはこの栄光の日のあった事実が明記せられねばならぬであろう。しかるに、それは全く記せられていないのである。

三国時代の人は、多く後漢代の生れであること、陳寿の父も祖父もまた後漢代の生れであったこと、この点をかえりみれば、陳寿や魏晋朝の人々が「後漢の光武帝の輝ける金印授与」の史実に対し、一切の伝承も知聞も失っていたなどは、これを信ずることが全くできない。

その上、あの卑弥呼に対する、魏の明帝の金印授与もまた、後漢の光武帝の金印授与の先例にならったもの、そのように解してはば誤るところがないのではあるまいか。

このように解してここに至れば、三宅読解のような「奴国読み」の『三段細切れ』読法に対し、人々が久しく疑問をいだかずに「定説」化してきたことの非、日本古代史の根幹への誤認に関し、きび

しく再声三呼させてただかざるをえないのである。

三

志賀島の金印に対して、さらに広大な「誤認」がある。

右ではこの金印が、倭国の中の「三十分の一」の国に対する授与ではなく、倭国の中心の王者、倭人族統一の王者に対する授与であったことをのべた。

今はさらに、単なる「倭国の中心の王者」に対してではなく、「東夷の代表の王者」に対する授与であったことをのべねばならぬ。

その史料は、左である(後漢書)。

二年春正月辛未、初立北郊、祀后土。東夷倭奴国主遣使奉獻。

(「王」でなく「主」)

(光武帝、中元二年、帝紀一下)

右で「東夷の……」という形でのべられている事実、これが従来は看過されてきたようである。このような冠詞のもと、「倭の奴の国」というような細切れの国名ではふさわしくない(他に例がない)ことはもとより、それはすでに明らかなことであるが、今の問題は「東夷世界の中での金印授与」という大視野の中で、記載されているという事実が重要である。

すなわち、この金印授与は、「東夷世界の中の代表」としてである、というスケールがしめされているのではあるまいか。

なぜなら、鮮卑・烏丸・夫余・高句麗・東沃沮・挹婁・濊・韓・倭という東夷の国々の中で、中国(後漢)の天子から金印を授与されたのは、「倭奴国王」ひとりであり、他にない。この事実を、従

来の論者は直視してこなかったからである。

この点、決して現在の国家関係の中のナショナルリズムの眼鏡で、ことを喋喋すべきではないであろう。一―二世紀の史実、客観的な取り方を正確にうけとめること、この一事が肝心である。

この点、のちに、五世紀の南朝劉宋の時代、倭王は「六国諸軍事」の称号に固執し、中国側も、一部修正を行いながらも、大筋においてこれを認承している。このような称号の事例は、東夷世界中、他に例がない。この点、先の後漢書中の「金印授与の倭奴国」との関係が注目されよう。

当後漢書自身、五世紀の南朝劉宋期における成立であることを思えば、この両者の関連は無視ないし軽視さるべきではないであろう。と同時に、この問題は、おそるべき史実、歴史の関連を暗示している。それは次の命題である。いわく「一世紀の倭奴国と、五世紀の倭国(倭の五王)とは、同一の継承王朝である。」と。
すなわち、いわゆる「九州王朝」の命題がここに望見されたのである。

四

木佐命題の出現は、四―七世紀の日本古代史像に対しても新たな論証への刺激を与えることとなった。

周知のように、旧唐書では「倭国伝」と「日本国伝」とを別伝として並置している。前者は七世紀以前、後者は八世紀以降の国名とするのである。両者の関係は、後者をもって前者の「分流」とし、八世紀以降、後者が前者を併呑したものと見なすのである。

地理的には、前者は九州(筑紫)、後者は近畿が中心である。その史料は左のようだ。

倭国は古の倭奴国なり。京師を去ること一万四千里、新羅東南の大海の中にあり、山島に依つて居る。東西は五月行、南北は三月行。世々中国と通ず。その国、居るに城郭なく、木を以て棚を為し、草を以て屋を為す。四面に小島、五十余国あり、皆焉れに附属す。(下略)

日本国は倭国の別種なり。その国日辺にあるを以て、故に日本を以て名となす。あるいはいはい、倭国は自らその名の雅ならざるを惡み、改めて日本となすと。あるいはいはい、日本は旧小国、倭国の地を併せたりと。その人、入朝する者、多く自ら矜大、実を以て対えず。故に中国焉れを疑う。またい、その国の界、東西南北各々数千里あり、西界南界は咸な大海に至り、東界北界は大山地ありて限りをなし、山外は即ち毛人の国なりと。(下略)

右に示めされた古代像は、わたしたちが教科書等で馴染してきたものとは全く異っている。なぜなら、古事記・日本書紀の場合、近畿天皇家、いわゆる大和朝廷が歴史発展の中心であるかに見えている。戦前の皇国史観では、もとよりこれを強調した。戦後の歴史学においても、五世紀以降は近畿天皇家中心と見なすこと通例であり、「邪馬台国」近畿説の場合は、三世紀以降を「近畿中心」の歴史発展と見なしてこれを怪しむことがなかった。

しかるに今、旧唐書のしめした日本古代史像を裏づけるべき、強力な二つの論証が見出された。一は「郭祿棕の論証」、二は「仲満の論証」がこれである。

先ず「郭務悰の論証」。日本書紀の天智紀によると、唐の劉仁願の部將、郭務悰が四回にわたって日本列島に派遣されている。

①（天智三年八六六四）夏五月の戊申の朔甲子、百済の鎮將劉仁願、朝散大夫郭務悰等を遣わして、表函と獻物を進ず。

②（天智四年）九月の庚午の朔壬辰、唐国、朝散大夫沂州司馬上柱国劉德高等を遣わす。（等といふは、右戎衛郎將上柱国百済禰軍・朝散大夫柱国郭務悰を謂ふ。凡て二百五十四人。七月二十八日に、対馬に至る。九月二十日に、筑紫に至る。二十二日に、表函を進ず。）

③（天智八年、是歳条）又大唐、郭務悰等二千余人を遣わせり。

④（天智十年）十一月の甲午の朔癸卯、対馬国司、使を筑紫太宰府に遣わして言う、「月生ちて二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝婆娑・布師首磐、四人、唐より来りて曰く『唐国の使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總合して二千人、船四十七隻に乗りて、俱に比知嶋に泊りて、相謂ひて曰く、今吾輩の人船、数衆し。忽然と彼に到らば、恐らくは彼の防人驚き駭みて射戦はむといふ。乃ち道久等を遣わして、預め稽に來朝之意を披陳す。』と。」

以上によつてみれば、それぞれ一年前後の短期間ながら、わずか十年前後の中に四回もこの国に派遣されている。その都度、軍事報告書が上司たる劉仁願へ、やがては長安なる唐の天子（高宗、六四九〜八三）に報告されたこと、当然である。それは、白江の戦（白村江の戦）後の倭国に関する、政治上、軍事上の実状報告であつたこと、いうまでもない。

とすれば、旧唐書倭国伝記載の「根本資料」は、この郭務悰報告にあつたこと、疑うことができぬ。もとよりこの四回の訪問によつて、郭務悰が倭国の実態を細部まで十二分に把握しえたと思ふことはできないけれど、反面、国がつか二つか、その首都がどこにあるか、そういつたことに関し、全く誤認し、誤報した、などと思ふなすならば、極めたる武断という他ないのではあるまいか。

とすれば、旧唐書の倭国記述は、その本質において信憑すべし。——わたしたちにはそのように判断する以外の道はないのである。

五

「郭務悰の論証」をさらに確実にするもの、それは「仲満の論証」である。

仲満は、日本名、阿倍仲麻呂。近畿天皇家から八世紀前半、遣唐使として派遣されたこと、著名である。爾来五十年、長安にとどまり、唐朝の高級官僚を歴任した。

このような経歴から見れば、旧唐書日本国伝の記載の「根本資料」が彼自身の情報によつたこと、少くともその裏づけをえていたこと、確実であろう。なぜなら、唐朝内に彼以上の「日本国、通」のいたことは考えられないからである。その彼として、「日本国」に関するすべてを知っていたとは考えられぬ。考えられぬけれどやはり、国が一つか二つか、首都がどこか、そのような肝心の事実には無知であつたとは、遣唐使という彼の職務から見ても到底考えられぬところと言ふべきではあるまいか。

さらに、「倭国」と「日本国」との関係についても、旧唐書の語

るところ、すなわち阿部仲麻呂の所述と見なざるをえない。なぜなら仲麻呂の出生は、七世紀以前であり、いわば「倭国時代」であると共に、その活躍期は八世紀以降の「日本国時代」に属している。してみれば、この両国の関係について彼ほどの情報通、いわば生証人は、唐朝内広しといえども、彼の右に出る者はいなかったと称して過言ではないのではあるまいか。

以上のように観察してくれば、旧唐書日本国伝の所述、また倭国と日本国との関係に関する所述は、その大筋において信憑性あり、そのように判定する他ないのである。

さらに、仲麻呂がすでに近畿天皇家外にあり、その「官制イデオロギー」に束縛・制肘される必要の存しなかったこと、この一点も、歴史の証人として貴重無比の資格と認めねばならぬであろう。

六

従来の日本古代認識と全く相反する認識に、わたしはなぜ到達しなればならなかったのか。その研究史上の意義を求めてみよう。

問題の基本、それは依拠史料のいかにある。従来の歴史学は、古事記・日本書紀の「公示」ないし「指示」するところ、それを自家の歴史認識の根幹としたのである。従つてもしこの両書の提示するところが正鵠をえていたならば、従来の歴史叙述の大筋は是となる。けれどもこれに反し、もし両書の主張するところが、近畿天皇家の権力の利害による「主観性」を根幹としていたとすれば、この両書に依拠する歴史学もまた、これと運命を共にするものとなるざるをえないであろう。そして人類史の各所において、一定の権力

を背景にして成立した「公史」は、この種の欠陥をもつこと、少ししないのである。

これに対し、隣国たる唐朝の場合、その憂いは存在しない。己が権力樹立に関する叙述とは別に、隣国たる倭国の歴史に関し、これを歪めねばならぬ必要は、これを本質上、認めがたいからである。

その上、本稿において特に注目すべき一点がある。

それは、従来の歴史学の方法は、この日本列島という島国内の「正史」の叙述を絶対軸とし、隣の大國、歴史記述に永い伝統をもつ唐朝の正史の叙述を輕易に抹殺する、そのような主観主義の立場に立つものだったのである。

その上、魏・西晋朝や唐朝から派遣されてきた軍事司令官の軍事的政治的報告書の信憑性を軽々しく無視する立場に立っていた。さらに、当日本國から唐朝へ派遣された使者の認識をも輕易に無視する立場だったのである。

これ、日本列島と中國大陸との間という、空間のつながりを無視して歴史観を立てる、その弊に陥つたものではあるまいか。そしてそのいったん立てた歴史観のわく以外のものに対し、一切無視してその提議をしりぞける、いわば「井の中の独断」を、学界の名において久しくしてきたのでなければ幸である。

この一点を、この一文をもって、日本古代史学界の諸賢の面前にささげたいと思う。

七

以上は、この二三年の間に検出され、確認されたところであるけ

れど、この一点から、さまざまの重大所見が連続し、発見されることとなった。紙数の関係上、その要点を列記しよう。

第一、周朝第五代の天子穆王の行実（起居注）を記した「穆天子伝」もまた、倭人伝と同じ「短里」によっていることが判明した。のみならず、同書が西晋の太康二年（二八二）、周朝末の王墓より発掘され、竹書（木簡漆書）から漢字に翻訳されたこと、それが西晋朝の公的事業として行われたことからすれば、西晋朝の史官たる陳寿の手になる「正史」三國志中の倭人伝との「里単位的一致」は、偶然とはしがたい。すなわち、前者（周朝）の継承が後者（西晋朝）である。中間の秦、漢の長里（一里＝約四三五メートル）こそ異例だったのである。歴史上、東晋以降、現代まで、「長里」系列の里単位だったため、この重要な歴史事実が見失われたのである。

第二、この点、さらに重大な問題を惹起する。もし周朝の公認里単位が「短里」であったとすれば、四書・五経はすなわち「周代成立の古典群」であるから、すべて「短里」で書かれていたこととなる。しかし、従来の中国古典研究史上、「短里」の史的存在を前提にする議論はなかった。だからこそ、明治時代の東洋史の大家、東大の白鳥庫吉氏も、京大の内藤湖南氏も、共に倭人伝内の里数値を「誇張値」のごとく解して、怪しむところがなかったのである。この点、論語・孫子をはじめ、各周代成立文献を検したところ、果してそれぞれ「短里」と解すれば矛盾なきところ、後代の、現代に至る各註釈者がこれを「長里」で解せんと欲したため、さまざまの「錯誤」や「原文改定」の挙に奔走るをえなかつた、その実証がえられることとなったのである。別論文をもつて詳述したい。

第三、ことに確認すべき点、それは次の一点である。

「倭人伝の里単位は、魏・西晋朝の天子の里単位と一致する。」なぜなら、張政の軍事報告書の反映としての倭人伝、という立場に立つ限り、発信人（張政）と受信人（魏・西晋朝の天子）と、両者の依拠する里単位が同一である、という一事は、およそ自明だからである。これを否とする論者は、それが不同一である事例を、世界の、また中国で三國志以前の「先例」によってしめざる限り、立論不成立という他はないのである。

この自明の一事が、従来の「里程」論争、「里単位」論争において、注目されなかつたこと、むしろ奇怪といふべきではあるまいか。

第四、先の穆天子伝について、重大な発見があった。穆王は西王母の国へ行き、謁見を受け、「天子」に任命された旨の文面がある。その上、穆王から西王母へのプレゼントの品は「獻ず」と記されている。穆王が下位者である、という立場の表記である。西王母は実在の「玉の女王」であり、のちに「神仙」化された。文中で彼女は「我は惟結、帝なり。」と言ひ、東晋の郭璞は、「帝は、天帝なり。」と註している。後来、中国の天子が「玉印」を天子の印として慣用するもの、この由来を考えれば、不思議ではない。

実在の「西玉（＝王）母の邦」は、青海を前庭、新疆を後庭とし、敦煌盆地を中樞域とする、玉と彩陶土器の先進文明圏だった。夏・殷・周の後進文明は、これを模倣し、継承した文明地盤の上に成立し、金属文明国家として巨大化したのである。（金属文明は、トルコなど、西方からの伝播か。）

以上の文明状況、史上の事実を、観念によって逆転したのが、孔

子とその一派の「儒教」であった。黄河流域中心の、「中華至上主義」を鼓吹し、「周の王朝は、夏・殷という中原の文明の継承者であり、西戎のごとき蛮族には依拠せず。」と稱した。そしてその思想的心臓部に「周の天子、至上主義」を説いた。ために、秦の始皇帝に忌まれ、焚書坑儒の災に逢うたが、漢代になって「国教」として劇的に復活した。「中国の天子、至上主義」は、中国史上一貫するイデオロギーと化したのである。

司馬遷の史記、班固の漢書は、共に「漢朝の正史」だった。故に、「中華至上主義」のイデオロギーによって、史実に対して大胆な改削の手を加えたのである。すなわち、中原文明の先達たる、「向西回路」（西安より郭煌へ）を中心とする一大文明について、口をつぐんだのである。また日本列島から江南（会稽山中心）に至る、悠遠なる土器文明（縄文・新石器文明）からの影響についても、口をつぐんだのである。また金属器文明についても、あの絢爛たる馬王堆の文明に関しては、史記の語ること、何ぞ少き、当地がかつての「南蛮」の地であったことを無視しては、説明しがたいのではあるまいか。

しかしながら、漢字の中に「玉（王）へん」や「貝へん」の貴字・佳字の多いことを見ても、漢字成立以前に、「玉文明圏」（西方）「貝文明圏」（東方・南方海上）からの影響の絶大であった事實は、隠せない。いかに小であったも、一冊の漢和字典のしめす歴史は、史記・漢書の語るところを、はるかにオーバーし、かつ雄弁なのである。

日本における「天皇」の概念の成立に関しても、右の考察は、重

大なる示唆を与える。この点も、別述したい。

△注▽

- (1) 事務室は昭和薬科大学文化史研究室（責任者、古田武彦）
- (2) NHK放送文化研究所、主任研究員
- (3) ソウル近辺か。
- (4) 「統邪馬壹国」（『多元的古代の成立』上、駸々堂刊、所収）『邪馬台国』はなかった』（朝日新聞社刊、角川文庫を経て朝日文庫所収）
- (5) 「伊都国（奴国）百里」は傍線行程。
- (6) 七十七〜八メートル（あるいは「八十メートル弱」）。谷本測定による。（Y・H・P 谷本茂氏）

（昭和薬科大学教授）